

名称	改正少年法について
施行日	令和4年4月1日～
記事	<p>少年法の歴史をたどれば、戦前の旧少年法での適用年齢は18歳未満であり、家裁（家庭裁判所）はなく検察がまず調べ、一部の凶悪事件を少年審判所に送付する仕組みがありました。それが1948年の現行少年法が制定され年齢が20歳未満に引き上げられました。</p> <p>事件を犯した少年はまず家裁に送致され、処分が決定されます。処分には、<u>検察官送致</u>と<u>保護処分</u>があり、保護処分には少年院送致と社会内で保護観察官や保護司の指導を受ける保護観察などがあります。検察送致は、故意による殺人、強盗、強制性交など重大事件を犯した場合、刑事裁判所にて審判を受けることになります。</p> <p>現行少年法61条では、少年事件での氏名、年齢、職業、住所、顔写真の報道を禁じるとあり、今までは少年による凶悪事件、殺人事件などでの実名／顔写真など報道はされませんでした。今回、厳罰化を目的とした改正少年法が令和3年5月に成立し、本年4月1日より施行となったことで報道されることになりました。4月の改正少年法施行直後には殺人事件を犯した19歳の少年が実名報道されております。</p> <p>改正少年法の主なポイントとして、</p> <p>①18歳、19歳の少年は「特定少年」と呼ばれ検察官送致される範囲が広がりました。</p> <p>例えば、放火罪、強盗罪、強制性交罪、組織的詐欺罪等</p> <p>②18歳、19歳の特定少年事件は検察官送致となった場合、実名報道されることがあります。</p> <p>詳しくは、<a href="#">改正少年法・法務省</a>で検索してみてください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>少年の刑法犯検挙数は平成16年以降減少を続けており、令和2年には32,063人と平成16年比で約1/7に減少している。民法改正、選挙権改正等も含め「成年年齢の引き下げ」により、色々な面で少年を取り巻く社会環境が変わろうとしています。</p> <div data-bbox="395 1682 1417 2049" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center; background-color: #4a86e8; color: white; padding: 5px;">少年事件の手続の概要</p> </div>